

○追手門学院大学気象警報発表等に伴う授業に関する取扱基準

2014年12月1日

制定

1 気象警報の発表、その他特別な事態が発生した場合における本学の授業の取扱いについて、本取扱基準で定めるものとする。

2 気象警報が発表された場合の授業の実施は次のとおりとする。

(1) 気象警報が大阪市、北大阪、東部大阪のいずれかに発表された場合

(北大阪とは、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町のいずれか、東部大阪とは守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四条畷市、交野市のいずれかをいう。)

気象警報の種類	気象警報発表の時期	授業実施関係
暴風特別警報 大雨特別警報 大雪特別警報 暴風雪特別警報 暴風警報 大雪警報	午前7時現在発表され、午前9時30分までに解除された場合 (午前7時以降に指定の気象警報が発表され、午前9時30分までに解除された場合も同様の取扱いとする。)	1時限と2時限を休講とし、3時限以降の授業を行う。
暴風雪警報 のいずれかが発表された場合	午前7時現在発表され、午前9時30分現在も発表されている場合 (午前7時以降に指定の気象警報が発表され、午前9時30分現在、継続して発表されている場合も同様の取扱いとする。)	全日休講とする。
	午前9時30分以降に気象警報が発表された場合	発表以降の授業は中止し、学生は速やかに帰宅するものとする。なお、帰宅に係るスクールバスの時刻については、放送でもって案内をする。

(2) 気象警報が大阪市、北大阪、東部大阪のいずれか以外の地域で発表された場合は、

通常通りの授業を行う。

(3) 学外での授業活動については、上記取扱基準に準じ、当該授業担当教員の判断により、適切な処置を講ずることができる。

3 その他特別な事態が発生した場合

天災、地変、事故等による交通機関の運行停止、その他災害・気象状況等により通常の授業に支障が生じると予想される場合には、副学長と教務部長が協議し、速やかに適切な処置を講じるものとする。

4 この取扱基準に関する事務は、教務課が行う。

5 この取扱基準の改廃は、教務連絡委員会の意見を聴き、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この基準は、2015年4月1日から施行する。

2 交通機関の運行停止・気象警報発令に伴う授業・業務の取扱基準（1997年11月17日制定）は、2015年3月31日をもって廃止する。

附 則

この基準は、2016年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、2020年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2022年4月1日から施行する。